

弓道場の専用使用に係る取扱要領（弓道編）

平成28年3月3日

逗子市都市公園条例第6条に規定する有料の公園施設である弓道場（以下「弓道場」という。）を、弓道競技を行うため専用で使用する場合における取扱いについて次のとおり定める。

なお、ここでいう専用で使用（以下「専用使用」という。）する場合は、逗子市都市公園条例別表第6 有料の公園施設の使用料の表中、弓道場の単位欄「専用」に記載の区分により使用する、あるいは使用している場合をいう。

（目的）

第1条 この要領は、本施設を逗子市施設予約システムに登録された団体（以下「団体」という。）が専用使用する場合における安全管理・施設管理その他について規定することにより、安全かつ快適な弓道場を実現することを目的とする。

2 個人による専用使用は認めない。

（使用申請等）

第2条 弓道場を専用使用しようとするときは、原則として使用しようとする日の前月の初日から20日まで（逗子市立体育館の開館日に限る。）に、弓道専用使用許可申請書（第1号様式）を指定管理者に提出する。

2 指定管理者は、前項による申請があったときは、逗子市都市公園条例、同条例施行規則、逗子市都市公園有料の公園施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び本要領に抵触しない限り、弓道専用使用許可書（第2号様式）により許可する。ただし、同一時間帯において複数の団体から申請があった場合は、原則として抽選により専用使用者（以下「使用団体」という。）を決定する。

抽選の方法等は、指定管理者が別に定める。

3 指定管理者は、使用する、あるいは使用している形態が前項に列記の条例、規則、要領に抵触すると認めるときは、同項の許可を取り消すことができる。

4 指定管理者は、前項に規定する許可の取消しを判断するに当たり、指定管理者が別に定める逗子市指定管理業務に係る倫理委員会の意見を聴くことができる。

5 専用使用を許可された時間帯において、その時間帯の始めから1時間を経過しても専用使用が開始されないとき（使用団体から、電話等で開始が遅れる旨の連絡があったときを除く。）は、指定管理者はその時点で専用使用を個人使用に変更する。

（使用料）

第3条 使用料は、全額前払いとする。ただし、使用団体が入場後1時間以内に天候の悪化等、使用団体の責によらない理由で使用が不可能となったときは、使用料は返還する。

（安全管理）

第4条 弓道競技に内在する危険性に鑑み、施設の維持・管理・点検は、指定管理者が自らの責任において行う。

- 2 使用時における安全管理は、前項に規定するものを除き、全て使用団体が行う。
- 3 使用団体は、前項に定めるもののほか、公益財団法人全日本弓道連盟（以下「弓道連盟」という。）が定める安全に関する諸規程を遵守する。

（その他）

第5条 弓道の競技ルールに基づかない使用は禁止する。

- 2 弓具（的、畳、脚を除く。）は、弓道連盟の競技規則に準拠したものに限り、かつ使用団体が用意する。
- 3 使用団体は、常に弓道場内の整理整頓を心掛ける。
- 4 事故が発生したときは、使用団体は速やかに指定管理者に報告するとともに、現場において必要な対応を図る。

第1号様式

第1号様式（第2条関係）

弓道専用使用許可申請書

年 月 日

指定管理者

逗子市施設予約システム番号

団体名

次のとおり、専用使用の許可を申請します。

なお、使用に当たっては、逗子市都市公園条例、同条例施行規則、逗子市都市公園有料の公園施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び本要領を遵守します。

専用使用希望日

注1 記載の仕方は自由です。

注2 申請は一箇月毎です。

第2号様式

第2号様式（第2条関係）

弓道専用使用許可書

年 月 日

逗子市施設予約システム番号

団体名

指定管理者

次のとおり、専用使用を許可します。

1 専用使用許可日

2 許可条件

逗子市都市公園条例、同条例施行規則、逗子市都市公園有料の公園施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び本要領を遵守すること。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から適用し、それまでの間はなお従前の例による。
- 2 平成28年4月中の使用に係る使用の許可申請は、この要領の制定時より受け付ける。